

神戸市療育ネットワーク会議「2025年度 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」

(日時)2026年3月12日(木)15:00~16:30

(場所)三宮研修センター7階 705会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1)発達の気になる子どもの相談支援体制

- ①「こべっこ発達専門チーム」の実施状況
- ②ペアレントメンター事業について
- ③サポートブックの普及啓発について

(2)神戸市インクルーシブ保育推進支援事業について

(3)特別支援教育の充実

- ①令和7年度 特別支援教育相談センターの状況
- ②通級指導教室の設置・拡充(令和8年度事業)

(4)神戸市5歳児健康診査について

3. 閉会

資 料

資料1 「こべっこ発達専門チーム」の実施状況

資料2 ペアレントメンター事業について

資料3 サポートブックの普及啓発について

資料4 神戸市インクルーシブ保育推進支援事業について

資料5 特別支援教育の充実

資料6 就学相談に関するチラシ

資料7 神戸市5歳児健康診査について

資料8 「母子保健医療対策総合支援事業(令和5年度補正予算分)の実施について」
こども家庭庁成育局長通知(令和5年12月28日付こ成母第375号)

資料9 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議(令和7年3月6日)議事要旨

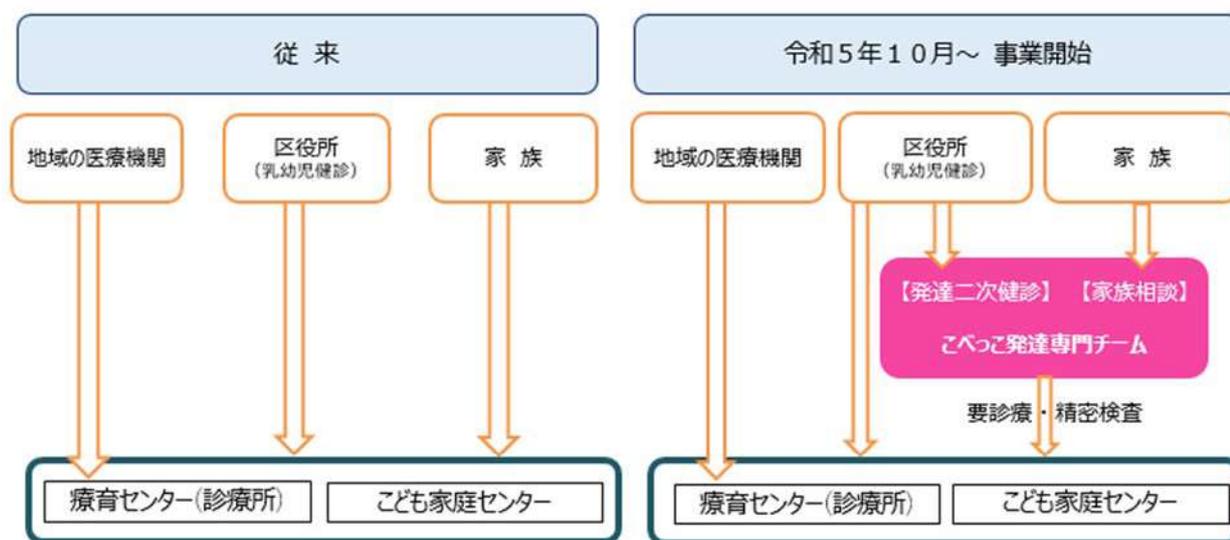
[参考] 神戸市療育ネットワーク会議「就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」(概要)
「就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」実施状況

「こべっこ発達専門チーム」の実施状況

(1) 背景・経緯

- ・市の専門機関である療育センターでの診察・訓練、こども家庭センターでの相談が増え、両センターの待機期間が長期化していたため、医師・保健師・心理士・福祉の専門職で構成する「こべっこ発達専門チーム」（以下、専門チーム）を令和5年4月に発足。
同年10月から西部地域でモデル事業を開始し、順次拡充。
令和7年10月に「家族相談」を全市展開した。
- ・多職種の専門職が各区役所で相談対応を行うことで、保護者の不安や悩みを早期に軽減し、親子の状況に応じた福祉サービス等の利用勧奨や療育センター等専門機関を紹介している。
市の専門機関の待機期間も、療育センターでは1～1.5月まで短縮を図れている。

(2) 事業の概要



① 家族相談

療育センターなど専門機関の利用を希望する方を対象に、保健師・心理士・福祉職が面談・簡易検査・行動観察を実施し、今後の相談・支援先を紹介する。

- ・ 5年10月～西部地域（垂水区・西区）
- ・ 6年6月～東部地域（東灘区・灘区）
- ・ 7年10月～中部地域（中央区・兵庫区・北区・長田区・須磨区）

② 発達二次健診

乳幼児健診（1.6歳・3歳）後、発達のフォローが必要なこどもを対象に、専門チーム医師が健診。専門的見地から助言し、こどもの発達特性等に沿った適切な支援先を紹介する。

- ・ 5年10月～西部地域
 - ・ 7年6月～東部地域
- ※ 8年度に中部地域への拡充を検討

③ 対応力向上

乳幼児健診従事者等を対象とした研修会開催等、本事業で得られる知見・ノウハウを共有。

(3) 事業の狙い

- ・ こどもの発達が気になる家族からの相談に対し、専門チームが早期に対応することで、保護者の不安や悩みを軽減し、こどもの発達特性やニーズに沿った適切な支援先へ迅速につなぐ。
- ・ 市の専門機関を利用するまでの待機期間を短縮する。
- ・ こどもの発達支援に携わる地域の関係機関の対応力向上を図る。

(4) 7年度実施状況 (R7.4~12)

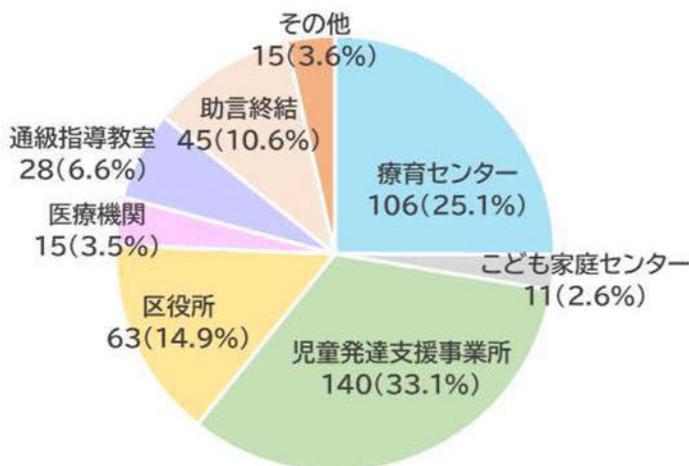
○対応件数等

	対応 件数	紹介 件数	療育 センター	こども 家庭 センター	児童発達 支援 事業所	区役所	医療 機関	通級 指導 教室	助言 終結	その他
発達二次健診	68	92	19	0	25	19	13	0	13	3
家族相談	236	331	87	11	115	44	2	28	32	12
合計	304	423	106	11	140	63	15	28	45	15
構成比			25.1%	2.6%	33.1%	14.9%	3.5%	6.6%	10.6%	3.6%

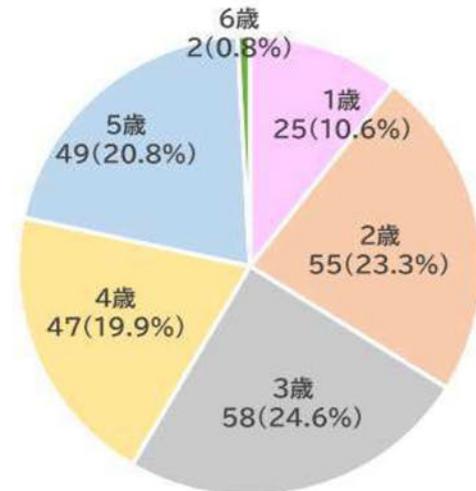
○家族相談の年齢別対応件数の内訳

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
25	55	58	47	49	2	236
10.6%	23.3%	24.6%	19.9%	20.8%	0.8%	100%

[紹介件数・構成比]



[家族相談 年齢別内訳 (件数・構成比)]



福祉局障害福祉課（発達障害者支援センター）

ペアレントメンター事業について

1. 事業経緯

本市では、発達障害児の親同士の支え合いを促進するため、平成20年度から親の会と協働してペアレントメンター養成に取り組み、平成21年度から25年度まで、修了者をメンターとして登録、活動の場を提供。その後は、講座・交流会を中心に事業を継続してきた。

令和5年度から6年度にかけて、事業の再検討、事業調整会議を設置し、令和6年度末に改めて基礎講座を実施。令和7年度は応用講座を実施した。

両講座を修了し活動意思を示す方を、新たに神戸市のペアレントメンターとして登録し、令和8年度からの活動機会の確保（派遣開始）と周知啓発に取り組む予定。

2. 神戸市ペアレントメンター事業調整会議（令和6年度設置）

学識経験者、ペアレントメンター（親の会代表）、行政（発達障害者支援センター）で構成。年1～2回程度、事業の方針や内容、研修の企画・決定、活動報告などの意見交換を行う。

【構成委員】

学識経験者：大阪大学 准教授 望月委員、筑波大学 助教 森委員

親の会代表：NPO 法人ピュアコスモ 久村委員、兵庫県 LD 親の会たつの子 三島委員

3. 基礎講座（令和6年度）

（1）開催日程・場所

令和7年3月7日（金）、3月8日（土）・神戸市立総合福祉センター

（2）参加人数

保護者17名（親の会4団体より15名、児童発達支援センターより2名）、支援者4名

（3）プログラム内容

①講演：「発達障害の家族支援～ペアレント・メンターの役割と家族支援」

講師：鳥取大学大学院 教授 井上雅彦氏（日本ペアレント・メンター研究会代表）

②神戸市の取り組み紹介（支援体制）

所管課：こども家庭局家庭支援課、福祉局障害者支援課、教育委員会特別支援教育課、福祉局障害福祉課（発達障害者支援センター）

③サポートブックについて

所管課：福祉局障害福祉課（発達障害者支援センター）

④地域のリソースのまとめ方／話の聞き方と伝え方の留意点／グループ相談（ロールプレイ）

講師：大阪大学 准教授 望月直人氏、筑波大学 助教 森千夏氏

※①～③までは公開講座として、児童発達支援センター等の支援者（4名）も受講

4. 応用講座（令和7年度）

(1) 開催日程・場所

令和7年10月31日（金）・神戸市立総合福祉センター

(2) 参加人数

保護者15名（令和6年度の基礎講座修了者17名中、2名不参加）

(3) プログラム内容

①神戸市の取り組み紹介（就労支援体制）

所管課：福祉局障害福祉課（事業推進担当）

②メンター活動の中での自分の体験を語ることの意味（講義／ロールプレイ）

講師：大阪大学 准教授 望月直人氏、筑波大学 助教 森千夏氏

(4) 受講者アンケートから（主な意見）

- ・自分の経験を他者に伝える際のポイントや、相手に配慮した語り方を学ぶことができた。
- ・グループワークを通じて、他者の多様な経験への共感や学びが得られ、交流が深まった。
- ・実際に語ってみることで、話す難しさや準備の必要性、メモを活用する効果を実感できた。
- ・経験談をまとめる作業が、自身の振り返りや新たな気づきにつながった。
- ・進路や就労など、これまで知らなかった情報を得られた。

5. 今後の取り組み（予定）

(1) パARENTメンター登録（令和8年2～3月）

両講座を修了した保護者15名に対し、PARENTメンター登録及び活動の意向確認を行う。

(2) PARENTメンター派遣開始（令和8年度以降）

発達障害者支援センターが実施する事業を中心に、PARENTメンター派遣を開始する。

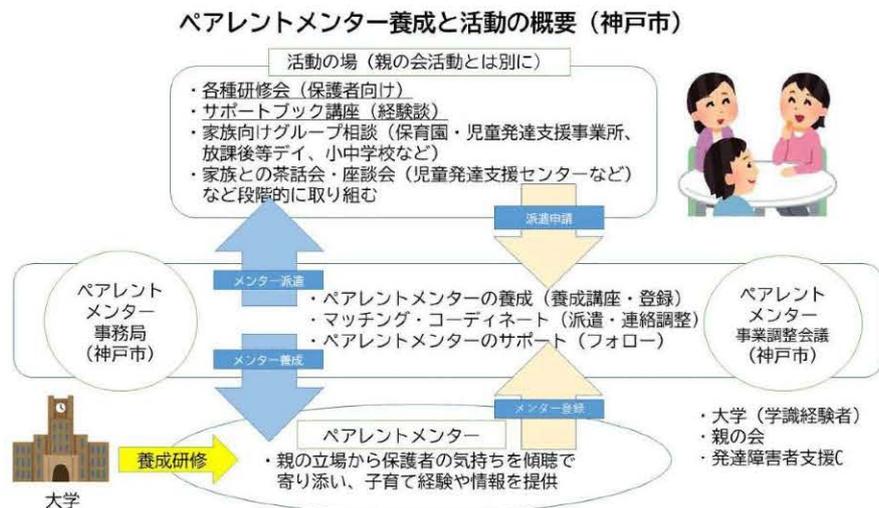
他機関から派遣依頼があれば、発達障害者支援センター（事務局）が、コーディネーターとして、PARENTメンターのマッチングを行い、派遣する。

(3) フォローアップ講座（令和8年度下半期）

PARENTメンターの活動報告、フォローアップと交流会を兼ねた講座を開催予定。

※令和8年度上半期に実施予定の事業調整会議で開催時期、内容の検討を行う。

【参考】PARENTメンター事業イメージ図



福祉局障害福祉課（発達障害者支援センター）

サポートブックの普及啓発について

1. サポートブックについて

神戸市では、発達に気がかりのあるこどもの情報を保護者が支援者と共有するための「サポートブックこうべ」を作成し、平成 19 年度から提供している。

令和 3 年度には、PDF 版に加え Excel 版に改訂。こどもの成長に合わせた差し替えや更新が可能な様式に改善した。

さらに令和 5 年度には、活用方法を紹介する説明動画を作成し、市 HP に掲載。

近年は民間でも無料の WEB 作成ツールが増えていることから、保護者自身が負担なく使いやすいものを選んで活用していただけるよう、民間事業者の WEB 様式も市 HP で紹介している。

【神戸市 HP】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86919/kosodate/sodan/hattatsushogai/siryo.html>



2. 令和 7 年度のサポートブック作り方講座について

サポートブックの周知、活用を促していくための「保護者向け講座」、保護者等へ助言等を行える支援者を養成するための「支援者向け講座」を開催した。

(1) 支援者向け講座（3回）

【内容】サポートブックの理解、活用方法。サポートブックを書こうとする保護者への助言する際のポイント、実際に書いてみるワーク。サポートブックを介してのコミュニケーションのロールプレイなど。

【対象】市内でこどもの支援に関わる支援者（幼稚園、保育所・園、認定こども園、児童発達支援センター、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所等）や行政職員

【日程・会場・参加人数】

様々な支援機関から参加しやすいよう、各回ごとに実施時間帯を変えて企画。

実施日	実施時間	会場	参加人数
8/28（木）	15時～16時30分	こべっこランド 3階研修室①②	13
9/9（火）	10時～11時30分		11
10/9（火）	13時30分～15時		8

※保育士、児童指導員、管理者、福祉職などの職種など、のべ 32 名参加

【受講者アンケートから（回答者 32 名）】

- ・講座は全体として高評価であった。
- ・サポートブックの認知や有用性についての意見では、保護者・支援者双方に有用であり、その重要性を再認識したという意見が目立った。
- ・保護者支援や作成支援に関する気づきも多く、今後の保護者への関わり方、作成の手助けに活かせるとの意見がみられ、日々の支援やアセスメントにも役立つとの評価があった。
- ・ロールプレイや他職種交流など、参加者同士の学び合いが有意義との感想が寄せられた。
- ・改善点として、就学先教員が求める情報の明確化（具体的に何を知りたいのか）や、講座をより早期に実施してほしいとの要望があった。

(2) 保護者向け講座（2回）

【内容】サポートブックの理解、活用方法。サポートブックの書き方のポイント、実際に書くワーク。保護者同士の共有時間など。

【対象】発達気になる子どもの保護者（就学前の児童3～9才程度）

【日程・会場・参加人数】

実施日	実施時間	会場	参加人数
10/17（金）	10時～11時30分	こべっこランド 3階研修室①②	6
11/5（水）			7

※2～9歳児の保護者のうち、就学を控えた5歳児（年長児）が最多、のべ13名参加

【受講者アンケートから（回答者11名）】

- ・ 講義内容の理解度・参考度・開催時期はいずれも高評価で、満足度は総じて高かった。
- ・ サポートブックの活用可能性は全員が「活用できる」と回答。
- ・ 想定される活用先は、小学校、保育所園、療育施設、預かり施設、親族など。全員が小学校を挙げており、特に進学時の情報共有への期待が高かった。
- ・ 記入の難しさとして、分かりやすい表現や具体的な支援方法の記載量に悩む声があった。
- ・ 一方で、できることに目を向けられる点やこどもの理解が深まるなどの肯定的な意見も多かった。
- ・ 事業・講座への期待として、入学前児童への普及や土日開催の要望があった。
- ・ 講座の認知経路は、放課後デイ、広報こうべ、ここならチャット KOBE など多様。

3. 課題

- ・ 支援者からは「サポートブックを必要とする保護者は多い」との声が多いものの、保護者への周知については、一般の幼稚園、保育園、こども園からの、保護者への声かけの難しさがある。
- ・ 5歳児の通級利用児や、すこやか保育対象児など、対象を明確にした一律的な案内の検討や、最も身近で親子を支援する機関が参加しやすい講座の在り方の検討が必要。

4. 令和8年度の取り組み（予定）

令和7年度実績、受講者アンケートの内容、課題を踏まえ、サポートブック作り方講座を以下のとおり実施する。

(1) 支援者向け講座（3回）

- ・ 令和8年8～9月頃に開催。
- ・ 令和7年度と同様、各回ごとに実施時間帯を変え、一般の幼稚園、保育園、こども園などへの周知に努める。

(2) 保護者向け講座（1回）

- ・ 支援者から講座の案内がしやすいよう、令和8年度も支援者向け講座の後に実施する。
- ・ 土日開催の要望があることから、秋の行事シーズンを避けた12月上旬の土曜午後に開催。
- ・ペアレントメンターからのサポートブック活用体験談を新たに組み込む。（30分延長）

神戸市インクルーシブ保育推進支援事業について

こども家庭局 幼保事業課



令和7年度 神戸市インクルーシブ保育推進支援事業

こども・子育て世帯の状況に応じた支援

インクルーシブな保育の充実

①すこやか保育支援

障がい児などに対して、必要な支援・援助を行いながら集団の中で成長発達を促進するための保育士加配補助を拡充

②まるっとはぐくみ支援

手帳等を所持しない児童を受け入れる保育施設への支援として、保護者同意不要の補助制度



すこやか保育支援の申請の流れの簡素化

令和6年度までのすこやか保育支援事業



令和7年度からのすこやか保育支援



制度変更で手厚い支援

令和7年度 すこやか保育支援

- 区分基準を施設に公開し、すこやか保育の対象になるかどうか明確になったことで、施設が児童の障害に合わせた補助メニューで申請と同時に支援を実施
- **障害の程度が重度と中度に対し重度補助金**

旧 <すこやか保育支援事業>

障害の程度	補助区分
重度	重度補助金
中度	
軽度	軽度補助金
境界	
標準	

重度補助金を拡充

新 <インクルーシブ保育推進支援事業>

障害の程度	基準表	対象年齢	区分
重度	療育手帳A 身体障害者手帳1級・2級 精神障害者手帳1級 心理検査数値DQ35~	0~5歳	区分1
	療育手帳B1 身体障害者手帳3級・4級 精神障害者手帳2級 心理検査数値DQ36~50)		
軽度	療育手帳B2 身体障害者手帳5級・6級 精神障害者手帳3級 心理検査数値DQ51~75	3~5歳	区分2
医療的ケア児	「医療的ケアに関する主治医の意見書」含む において保育上、特別な支援を ・部分的に必要とする ・常に必要とする	0~5歳	区分2

重度補助金
軽度補助金



まるっとはぐみ支援へ

まるっとはぐくみ支援

対象施設

3歳児クラス以上で、発達に課題があり、すこやか保育対象児以外で、特別な配慮が必要な児童がいる保育所・認定こども園

補助金活用例

カウンセラー依頼

担当保育士への発達支援保育手当

発達支援に関する専門家による園内研修

環境調整費等



すこやか保育支援・まるっとはぐくみ支援 認定状況

すこやか保育支援

- 対象基準の見直しにより、すこやか保育対象児童数 減少
 - ・障害の程度が「境界・標準域」の児童が対象外に
 - ・令和6年度までの認定児童は経過措置で卒園まで継続

まるっとはぐくみ支援

- 障害の程度が「境界・標準域」の児童が移行
- さらに、発達検査の報告書以外の根拠資料でも申請可能となり、より幅広い児童への支援が可能になった

令和6年度
すこやか保育支援事業

障害の程度が
境界・標準域の児童

3倍

令和7年度
まるっとはぐくみ支援

より幅広い児童への
支援が可能に！

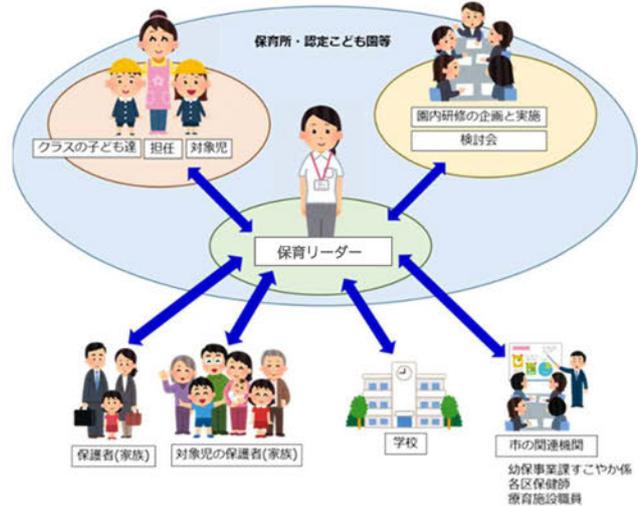
発達支援保育リーダー育成研修

目的

インクルーシブな保育を各施設で進めるために、神戸市独自の「発達支援保育リーダー育成研修」を実施し、こども理解をベースに“こどもファースト”の発達支援のあり方を学びながら、発達支援を担うリーダーを養成する。

発達支援保育リーダーの役割

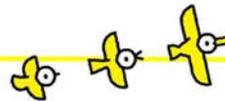
- ①クラス担任支援
- ②ケース検討会での助言指導や研修計画
- ③保護者や地域の子育て世帯に対する相談支援
- ④関係機関との連絡調整



発達支援保育リーダー育成研修

研修内容

日時	内容
7月11日(金) 14:40~16:40	・「インクルーシブな保育について」 ・グループワーク
9月4日(木) 14:00~16:40	・グループワーク:「まるっとはぐむクラスの保育について」 ・「こどもの発達に関する相談・支援機関について」 (講師)家庭支援課 課長 土井 信忠 氏
10月10日(金) 14:00~16:40	・グループワーク:「まるっとはぐむクラスの保育について」 ・「発達の気になる子どもの就学について」 (講師)神戸女子大学 特任教授 上野 昌稔 氏 ・「つながる支援 信頼できる支援」 (講師)森山 和泉 氏



《対象者》

- ▶ 主任保育士、主幹教諭、特別支援教育コーディネーターに指名されている職員など、各園の中核職員
- ▶ すべての研修に参加できる職員（3講座）

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
インクルーシブ保育システム推進センター
上席総括研究員（兼）センター長 久保山茂樹氏を
スーパーバイザーとして依頼し研修内容を構成

発達支援保育リーダー認定数 (R7年度)

222名

発達支援保育リーダー フォローアップ研修

- ▶ 令和8年度より リーダーのフォローアップ研修の実施を検討（年2回のパッケージ型）



1. 令和7年度 特別支援教育相談センターの状況

特別支援教育相談センターは、①就学相談（5歳児の就学相談、学びの場の変更の相談、中学校進学に向けた相談）と②教育相談を柱に子供と保護者、学校を支えるための教育機関としてその役割を担っている。

今年度より、特別支援教育相談センターの面談体制を強化し、保護者の適切な就学先選択に向けた支援を行うとともに、新たに学校支援チームを立ち上げて、地域校における特別支援教育の充実を図っている。

(1) 就学相談

① 5歳児の就学相談

- ・就学説明会動画視聴回数（令和7年3月～令和7年12月） 計2,390回
- ・個別の就学相談の状況 対応件数の比較（令和7年12月末時点での件数）

会場	療育センター	総合教育センター	区会場	合計
令和7年度	49	303	216	568
令和6年度	63	241	188	492

※療育センター：まるやま学園、のぼら学園、ひまわり学園

※区会場：市内5区の文化センター等

② 学びの場の変更の相談（幼・小・中学生対象） 電話相談 279件

③ 中学校進学に向けた相談

- ・動画視聴回数（令和7年3月～令和7年12月） 計1,630回
- ・面談による個別の相談 93件（令和7年12月末時点）

(2) 教育相談

教育相談に関する対応件数の比較（令和7年12月末時点）

	教育相談受付	学校訪問	検査・面談	医療相談	電話総数
令和7年度	472	509	223	97	2,148
令和6年度	526	641	247	116	2,591

(3) 学校支援チーム

① 目的

学級集団の様子を参観して、特別支援教育の視点から、児童生徒の理解や学級運営での工夫等について教員に助言し、児童生徒や学級の困りが大きくなならないよう未然防止と小中学校における特別支援教育の理解推進を図っている。

② 方法

経験が豊富な特別支援教育相談センターの職員が、複数名で地域校を訪問し、クラスの様子を見て、児童生徒の見立てと寄り添い方、教室環境整備において工夫できること、などを教員に伝えている。また、地域校の教員、拠点校通級指導教室の担当者を対象に職員研修も実施している。

③ 活動実績

地域校への訪問（令和7年12月末時点）

- ・訪問学校数：59校（小学校27校、中学校18校、拠点校通級14校）
- ・訪問回数：104回（小学校49回、中学校24回、拠点校通級31回）

④ 職員研修

- ・学校訪問における職員向け研修及びケース検討 45校（73回）
- ・拠点校通級指導担当者への助言 14校（31回）

- ・拠点校通級指導教室の初担当者を対象にした情緒障害、難聴・言語障害についての研修（5回）
- ・自校通級研修 初担当者研修（3回）2、3年次フォローアップ研修（6回）

2. 通級指導教室の設置・拡充（令和8年度事業）

（1）自校通級指導教室の整備

- ・小中学校等の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通学している学校において、個々の障害に応じた特別な指導を受けることができるよう、新たに23校（小学校16校・中学校7校）に自校通級指導教室を設置する。
- ・令和9年度以降も、自校通級指導教室を設置・拡充し、令和18年度までに、通級による指導の対象となりうる児童生徒が、自校で指導を受けることができるよう体制を整備する。
- ・教員の専門性を確保するため、自校通級指導教室においてICTツールを本格的に導入する。（令和7年度は10校に試験導入）

〈参考〉自校通級指導教室の設置

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
新規設置校	5	10	10	15	18	19	23
合計	5	15	25	40	58	77	100

（2）市立高等学校における通級指導教室

- ・これまで、特別支援教育相談センターに常駐する通級担当者が、巡回により通級指導を行ってきた。
- ・令和8年度より、ニーズの多い高等学校（拠点校）に通級担当者を配置し、拠点校から他の高等学校（巡回校）へ巡回指導を実施する。

〈参考〉通級指導教室を利用する生徒数※各年度3月31日現在（令和7年度：5月1日現在）

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
16	15	15	16	21	20

（3）市立幼稚園における通級指導教室

- ・幼児の家庭がより相談しやすく指導を受けやすい環境となるよう、幼稚園通級指導教室を設置する。
- ・令和8年度は、モデル園を選定して先行的に実施し、今後の設置に向けて課題等を整理していく。

〈参考〉通級指導教室を利用する幼児数 ※各年度5月1日現在

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
241	225	273	262	232	240

令和9年度小学校・特別支援学校小学部 入学予定のお子様の保護者様へ

「就学説明動画」配信中!

入学に向けて、「通常の学級」「特別支援学級」「特別支援学校」などについての説明を動画にて配信しています。

ホームページよりご覧ください。

就学相談 神戸市



「個別の就学相談」開催します!

入学に向けて、気になることを、相談してみませんか?



相談時期

5月中旬～7月末(8月以降についてはHPをご確認ください。)

相談内容の例

就学先に関すること(通常の学級、特別支援学級、特別支援学校)、
通級指導教室のこと、医療的ケアに関すること など

申込方法

ホームページからお申込みください。

①日時・会場予約

4月15日(水)14時から受付開始

「日時・会場予約(e-KOBE)へ」から、
ご都合のよい日時、会場をお選びください。

※お子様一人につき、一枠のご予約をお願いします。

②お子様の情報の入力

「個別の就学相談申込書へ」から、
お子様の情報をご入力ください。
相談当日の参考資料になります。

相談当日

できる限り、お子様と一緒にお願いします。

お子様と一緒に過ごす相談員がいます。

お子様の来所が難しい場合には、下記問い合わせ先へご連絡ください。

※就学予定のお子様全員が相談を受けなければならないというものではありません。

※この相談を受けることによって、就学先が決定されることはありません。

就学相談 神戸市



1. 日時・会場予約

相談予約申込は、「e-KOBE:神戸市スマート申請システム」で行ってください。
(下のリンクをクリックすると、e-KOBEの画面が開きます。)

[日時・会場予約\(e-KOBE\)へ](#)

※初めてe-KOBEを利用する場合は、利用者新規登録を行ってください。

※予約が可能な日時は、申込日の8日後からです。

2. お子様の情報の入力

当日スムーズな相談ができるように、就学相談申込書により事前にお子様の情報をお知らせください。

(下のリンクをクリックすると、申込書入力画面が開きます。)

[個別の就学相談申込書へ](#)

電話での問い合わせ先 神戸市教育委員会事務局 特別支援教育課

特別支援教育相談センター ☎078-360-2160

(受付:月～金 9:00～17:00)

神戸市 5 歳児健康診査について

1. 概要

(1) 経緯

令和 5 年度に 5 歳児健康診査（以下、健診）に関する国庫補助事業が創設され、5 歳児健診の実施要綱（「母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）の実施について」（令和 5 年 12 月 28 日付こ成母第 375 号））が示された。本市では検討委員会*を開催し、本市における 5 歳児健診の目的や実施方法等について、関係機関と協議を重ねてきた。

※神戸市母子保健事業検討委員会 (<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/boshikaigi.html>)

(2) 目的

幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長発達に影響を及ぼす時期である 5 歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持および増進を図ることを目的とする。

(3) 対象者

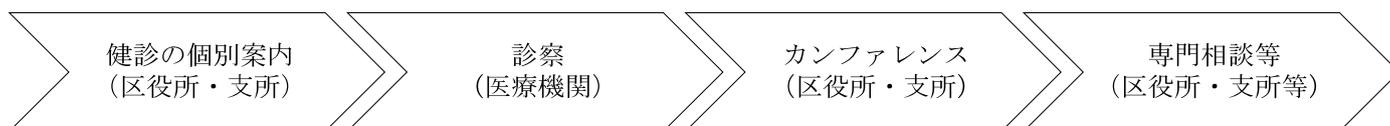
全ての 5 歳児（対象児に個別に健診を案内する）

(4) 健診項目 ※こども家庭庁成育局長通知（令和 5 年 12 月 28 日付こ成母第 375 号）参照

5 歳児健診は一般健康診査として実施し、身体発育状況、栄養状態、精神発達の状況、言語障害の有無、育児上問題となる事項（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）、その他の疾病および異常の有無を項目とする。

(5) 実施方法・実施の流れ

指定医療機関における個別健診方式で実施する（無料）。医療機関での診察後、区役所・支所で保健師や心理士等によるカンファレンスで支援の必要性や支援方針を検討し、専門相談（育児・栄養・歯科・心理発達）などの支援につなげる。



(6) 保育所等所属機関との連携

健診案内時に送付する受診票において、保護者が保育所等の所属機関から聞いているこどもの成長・発達および集団での様子を確認し、所属機関におけるこどもの状況を把握できるよう努める。また、保護者の同意のもと、所属機関と情報共有・連携して支援が行えるよう、その方法等について協議していく。こどもと保護者が就学に対して不安を抱える場合は、不安の解消と円滑な就学の準備が行えるよう、就学相談につなげるなどの支援方法について教育関係者と引き続き検討する。

2. スケジュール（予定）

- ・令和 8 年 4 月以降：医療機関への説明会、従事者向け研修会、システム改修等
- ・令和 8 年 9 月以降：対象者への健診の個別案内を開始
- ・令和 8 年 10 月以降：対象者の健診の受診開始

こ成母第 375 号
令和 5 年 12 年 28 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 区 長

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）の実施について

母子保健医療対策総合支援事業については、この度、母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）実施要綱を別紙のとおり定め、令和 6 年 1 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。

別紙

母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱

第1 趣旨

近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、こどもが健やかに生まれ育つための環境づくりの推進を図ることは重要な課題であり、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実強化が求められている。

母子保健医療対策総合支援事業は、このような課題に対応し、次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な施策を実施するものである。

第2 事業内容

各事業の種類は以下のとおりとし、内容については各事業の別添によること。

- 1 1か月児及び5歳児健康診査支援事業（別添1）
- 2 新生児マスキング検査に関する実証事業（別添2）
- 3 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業（別添3）

第3 国の助成

母子保健医療対策総合支援事業の各事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助することができるものとする。

ただし、法律、政令、省令等に基づき他から国庫補助金が交付される事業は対象から除外する。

第4 事業計画

この実施要綱に基づく各事業を実施する場合には、事業計画を策定し、別に定める期日までにこども家庭庁に提出すること。

別添 1

1 か月児及び5歳児健康診査支援事業

第1 総則的事項

1 事業目的

乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、3から6か月頃及び9から11か月頃の健康診査についても、多くの自治体で実施されている状況となっている。こうした中で、新たに1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

3 健康診査の種類

健康診査の種類は、1か月児健康診査及び5歳児健康診査とする。

4 その他

この実施要綱に定める事項以外の事項については、「乳幼児に対する健康診査の実施について」（平成10年4月8日児発第285号厚生省児童家庭局長通知）の第1に定める総則的事項を参照すること。

第2 各論的事項

1 1か月児健康診査

(1) 目的

早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(2) 健康診査の種類

健康診査の種類は、一般健康診査（原則、1か月児健康診査を実施する医療機関（以下「実施機関」という。）に委託して行う個別健康診査）とする。

(3) 健康診査を実施する担当者

十分な経験を有し、新生児・乳児の保健医療に習熟した医師により実施することとする。なお、担当者を医師とした上で、十分な経験を有し、保健医療に習熟した助産師、看護師と協力して実施することは差し支えない。

(4) 実施対象者

一般健康診査の対象者は、標準的には、出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児とする。

(5) 項目等

一般健康診査の項目は以下のとおりとする。

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 疾病及び異常の有無
- ④ 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認

⑤ ビタミンK₂投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与

⑥ 育児上問題となる事項

(6) 診査費の請求

実施機関が、本事業における1か月児健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、一般健康診査1人当たり4千円を上限として、市町村長に行うものとする。

(7) 留意事項

ア 1か月児健康診査の結果を実施機関から市町村に速やかに報告されるよう連携体制を整備するなど、実施機関との連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより出産・子育て応援交付金による伴走型相談支援事業の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。実施機関において実施対象者が未受診であることを把握した場合は、速やかに市町村の担当窓口へ情報共有することが望ましい。

イ 本事業の実施対象者が居住地以外の実施機関において1か月児健康診査を受診する場合等、1か月児健康診査を実施機関に委託して行うことが困難な場合については、1か月児健康診査の結果が市町村へ速やかに報告されるよう実施機関と連携する場合に限り、1か月児健康診査にかかる費用を実施対象者へ直接助成することを認める。

ウ 1か月児健康診査の実施に当たっては、別に示す1か月児健康診査の間診票及び健康診査票を参考とすること。

2 5歳児健康診査

(1) 目的

幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(2) 健康診査の種類

健康診査の種類は、一般健康診査（原則、市町村保健センター等において行う集団健康診査）とする。

一般健康診査は、(5)の項目等の確認に加え、必要な児・保護者に対して多職種による専門相談及び健診後カンファレンスを実施すること。

※ 巡回方式や園医方式を組み合わせる場合を含む。なお、その場合であっても、必要な児・保護者に専門相談を提供するとともに、対象となる年齢の幼児全てに健康診査を実施できるよう工夫すること。

(3) 健康診査を実施する担当者

十分な経験を有し、幼児の保健医療に習熟した医師、保健師、管理栄養士、心理相談を担当する者等により実施すること。

(4) 実施対象者

一般健康診査の対象者は、実施年度に満5歳になる幼児とする。標準的には、4歳6か月から5歳6か月となる幼児を対象とする。

(5) 項目等

一般健康診査の項目は以下のとおりとする。

① 身体発育状況

- ② 栄養状態
- ③ 精神発達の状況
- ④ 言語障害の有無
- ⑤ 育児上問題となる事項(生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等)
- ⑥ その他の疾病及び異常の有無

(6) 留意事項

ア 健康診査に際して行われる指導においては、家族の育児面での情緒を養い、児童に対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うものとする。

健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

イ 5歳児健康診査の実施に当たっては、別に示す5歳児健康診査の問診票及び健康診査票を参考とすること。

新生児マススクリーニング検査に関する実証事業

1. 背景

新生児マススクリーニング検査（先天性代謝異常等検査）については、現在、都道府県・指定都市において「先天性代謝異常等検査の実施について」（平成30年3月30日付子母発0330第2号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき20疾患を対象に実施されているところであるが、近年の治療薬の開発等により、対象疾患の追加の必要性が指摘されていることから、令和5年度より国において科学研究（こども家庭科学研究）を実施し、対象疾患を追加する場合の検査・診療体制や遺伝カウンセリングにおける課題に関する対応策を得ることとしている。

2. 事業目的

1の背景を踏まえ、「新生児マススクリーニング検査に関する実証事業」（以下「実証事業」という。）に参画する都道府県及び指定都市において、重症複合免疫不全症（Severe combined immunodeficiency: SCID。以下「SCID」という。）及び脊髄性筋萎縮症（Spinal muscular atrophy: SMA。以下「SMA」という。）に関する新生児マススクリーニング検査をモデル的に実施する。さらに、地域における検査・診療体制や遺伝カウンセリングの整備状況の把握等を行うこども家庭科学研究の研究班（「新規疾患の新生児マススクリーニングに求められる実施体制の構築に関する研究」の研究班。以下「研究班」という。）と連携・協力を行うことで、対象疾患の拡充に向けた検討に資するデータや情報を収集し、その結果を踏まえて、SCID及びSMAを対象とする新生児マススクリーニング検査の全国展開を目指す。

3. 実施主体

都道府県及び指定都市。

なお、実証事業の参画に当たっては、（1）～（4）の要件を満たすこと。

- （1） 新生児の血液による、SCID及びSMAに対する新生児マススクリーニング検査を実施する体制が整っていること。当該検査については、20疾患を対象に実施されている新生児マススクリーニング検査と共通のろ紙血を用いるなど、現状の20疾患の検査と連動して実施する必要があること。また、検査は、各都道府県又は指定都市の地方衛生研究所等の機関で実施する又は検査を適切に実施できる機関に委託して実施すること。なお、新生児マススクリーニング検査によりSCID及びSMAに関する異常を早期に発見し、速やかにその後の適切な治療等につなげる観点から、現状の20疾患に対する新生児マススクリーニング検査の検体検査機関で一括して検査を行う体制を構築することが望ましい。
- （2） 新生児マススクリーニング検査でSCID及びSMAに関する異常又は異常の疑いのある事例について、精密検査、遺伝カウンセリング、治療が実施できる医療体制が整っており、かつ、新生児の保護者に対し適切な医療機関を紹介すること。実証事業に参画する都道府県または指定都市以外に所在する医療機関と適切に連携する場合も認められること。
- （3） 新生児マススクリーニング検査の検査結果及び精密検査の結果等（検査実施数、検査異常者数（疑いを含む）、疾病別患者数等）を把握し、こども家庭庁及び研究班へ報告すること。
- （4） SCID及びSMAに対する新生児マススクリーニング検査に関して、自治体、医療機関等、検体検査機関で必要な情報共有を行うこと。

4. 事業内容

5の実施方法により、実施主体においてモデル的に2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査を実施するとともに、こども家庭庁及び研究班に対し新生児マススクリーニング検査の検査結果や精密検査の結果等の必要なデータを提供するなど連携・協力すること。

5. 実施方法

(1) 検体検査機関の指定

実施主体は、課長通知（※1）を参考に、実証事業を円滑に実施するために、2疾患（SCID、SMA）に係る新生児マススクリーニング検査を実施できる検体検査機関を指定する。

（※1）「先天性代謝異常等検査の実施について」（平成30年3月30日付子母発0330第2号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）（抄）

5 検査機関

検査は、各都道府県又は指定都市の地方衛生研究所等の機関又は検査を適切に実施できる機関に委託するものとする。

6 検査の実施等

(1) 検査機関は、以下のことを実施すること。

ア 医療機関等から送付された検体（新生児から採取した血液を代謝異常検査用濾紙にしみこませたもの）について速やかに検査を行うものとする。採血不備等により検査不能な検体があった場合は、直ちに採血した医療機関等に対し、再採血を依頼すること。

イ (略)

ウ 検査終了後、その結果を速やかに当該医療機関等へ通知すること。なお、異常又は異常の疑いのある事例については、早期治療の重要性に鑑み、医療機関への通知に当たっては、当該新生児の保護者に迅速かつ確実に伝達できるよう医療機関等への通知方法に配慮すること。

(2) 分娩取扱医療機関等における保護者（妊婦及びパートナー）に対する検査の説明と同意取得及び採血の実施

原則として、現状の20疾患を対象に新生児マススクリーニング検査を実施している全ての分娩取扱医療機関等において、2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査を実施する。当該医療機関等において、2疾患（SCID、SMA）を対象とする新生児マススクリーニング検査の内容及び当該検査結果や精密検査の結果等をこども家庭庁及び研究班へ報告することについて保護者に対して説明し、説明同意書により同意の取得を行った上で、採血を行い、(1)により指定された検体検査機関に検体及び同意取得書（原本またはコピー）を送付する。なお、保護者に対する説明と同意取得の際に用いる文書は、別添様式1の説明同意書及び別添様式2の説明用リーフレットを参考にすること。

(3) 精密検査等を実施する医療機関（以下「精査医療機関」という。）の指定

実施主体は、SCID、SMAに関する新生児マススクリーニング検査陽性者が受診する精密検査等を実施する精査医療機関を指定する。なお、精査医療機関の選定に際しては、

- ・ SCID、SMAに関する精密検査を実施できるとともに、保護者に対して、精密検査の前後に検査の内容及び結果について適切な説明を行う体制が整備されていること。
- ・ 新生児マススクリーニング検査が陽性または精密検査の結果が陽性だった新生児の保護者やその他の家族に対して遺伝カウンセリングを実施できる体制が整備されていること。

- ・ 精密検査の結果が陽性だった新生児に対して、遅滞なく治療を実施できる体制が整備されていること。また、当該精査医療機関で治療が実施できない場合には、治療可能な医療機関を紹介できること。

を考慮して、決定すること。地域の状況に応じて、実施主体の域内に複数の精査医療機関を指定すること、域外の医療機関を精査医療機関として指定することも妨げない。

(4) 実施主体による情報提供

実施主体は、(2)により保護者から同意取得した新生児に係る新生児マススクリーニング検査の結果及び精密検査の結果等(検査実施数、検査異常者数(疑いを含む)、疾病別患者数等)を把握し、こども家庭庁成育局母子保健課及び母子保健課を通じて研究班へ報告する。報告は3か月ごとに、別添様式3の様式により別に定める期日までに報告を行うこと。

また、こども家庭庁及びこども家庭庁の研究班への報告後に、新たな情報が得られた場合(精密検査中の児の結果が判明した場合など)は、次の報告時に数字を更新して再度提出すること。

(5) 検体検査機関及び精査医療機関による情報提供

実施主体が指定する検体検査機関及び精査医療機関は、当該検体検査機関及び精査医療機関で実施する新生児マススクリーニング検査の検査結果及び精密検査の結果等((2)により保護者から同意取得した新生児に係る結果等に限る)の別添様式3に関する情報を実施主体に報告すること。

6. 留意事項

- (1) 新生児マススクリーニング検査や精密検査、遺伝カウンセリングや治療の体制構築については、地域の医療機関や検体検査機関、医師会等の関係団体等と協議し、連携を行うこと。その際、地域の関係者が参画する新生児マススクリーニング連絡協議会等の場を活用することも検討すること。
- (2) 実施主体は、検査の結果、SCID 及び SMA に関する異常又は疑いの認められた場合は、直ちに採血した分娩取扱医療機関等を通じ、保護者に5(3)により指定された精査医療機関の紹介等適切な措置をとるとともに、保健所へ連絡する等事後指導に万全を期すよう配慮すること。
- (3) 保護者及び新生児が、里帰り出産や転居により検査を行った実施主体とは異なる自治体に移動した場合であっても、検査結果を伝えられるような連絡体制をとり、異常又は疑いの認められた場合には、適切な医療機関の受診を促すこと。また、このような場合についても、医療機関、検体検査機関、自治体間で連携を取り、精査結果の把握に努めること。

妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業

(1) 目的

各地域において、妊産婦のメンタルヘルス（精神疾患を含む）の診療に係る中核的な精神科医療機関（精神科を標ぼうする産婦人科医療機関を含む。以下同じ。）を中心として、地域の精神科医療機関、産婦人科医療機関、都道府県（母子保健担当部局、精神保健担当部局、保健所、精神保健福祉センター等）、市町村（母子保健担当部局、こども家庭センター等）、関係機関（産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関等）等の行政機関も含めたネットワークを構築し、妊産婦のメンタルヘルスに関する課題に対応するための体制整備を図る。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる機関又は団体に委託することができるものとする。

(3) 事業内容

都道府県は、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関（以下「拠点病院」という。）を選定し、以下の①～⑤の全ての取組を行うものとする。なお⑥の取組については、地域の実情等を勘案し、必要に応じて行うものとする。

① ネットワーク構築・運用

拠点病院や都道府県、地域の精神科医療や周産期医療に携わる医師、助産師等看護職、市町村の代表、関係機関・団体の代表、その他妊産婦のメンタルヘルスケアに携わる関係者（精神保健福祉士、公認心理師等）等を構成員とする妊産婦のメンタルヘルスに関する協議会を設置・開催し、情報の共有、地域における連携体制・役割分担の決定等、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応する地域のネットワーク体制を整備すること。協議会については、本事業の目的が達成されるものであれば都道府県等が設置する周産期医療に関する協議会等の既存の会議体を活用することも可能とする。

② 地域の診療体制の見える化・整備

妊産婦のメンタルヘルスの診療が可能な地域の精神科医療機関のリストを作成し、地域の関係機関と共有すること。また、メンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を把握した場合の地域におけるフォロー体制図や情報連携に係る様式の作成、医学的判断・対応に迷う事例について地域における相談先に関する協議を行うこと。フォロー体制図や情報連携の様式の作成等の検討に当たっては、①の協議会等を活用すること。なお、すでにリストや情報連携の様式がある場合には、新たに作成する必要はないが、定期的に見直しを行うこと。

③ コーディネーターの配置

メンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を地域の精神科医療機関での適切な受診や必要な支援につなげるために、拠点病院等にコーディネーターを配置すること。地域の実情に応じて、拠点病院以外の施設に配置しても差し支えない。コーディネーターの業務については、(5)を参照とすること。

④ 関係者による症例検討の実施

医療機関や行政機関、関係機関等においてメンタルヘルスの課題を有し、支援が必要な妊産婦を把握した場合に、拠点病院を含む医療機関の医師、助産師等看護職、都道府県・市町村の保健師等、関係機関等その他妊産婦のメンタルヘルス

ケアに携わる関係者により、症例の共有・相談等を行う症例検討を定期的を実施すること。

⑤ 人材育成・研修

医療従事者や関係機関等を対象とした妊産婦のメンタルヘルスに関する研修や、情報提供を行うこと。必要に応じて、精神科医療機関の医療従事者に、妊産婦のケア・管理等に関する研修や情報提供を行うこと。

⑥ 専門職の派遣

拠点病院等から、地域の精神科医療機関や産婦人科医療機関、行政機関や地域の関係機関への医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等のメンタルヘルスに係る専門職の派遣を行い、妊産婦への支援や関係者への助言・指導その他の支援を行うこと。また、必要に応じて、産科医療機関等から精神科医療機関等に妊産婦のケアに係る専門職の派遣を行うこと。

(4) 拠点病院の選定

① 妊産婦のメンタルヘルスの診療が可能な体制が整っており、かつ、(3)に掲げる事業を実施するための地域との連携体制が整えられる精神科医療機関を都道府県において選定する。

② 予算の範囲内において、地域の実情に応じて、2か所以上選定することも可能とする。

③ 妊産婦のメンタルヘルスの専門性と併せて、(3)に掲げる事業を実施するための業務体制等も勘案すること。

(5) コーディネーターの業務

(3)に掲げる事業を実施するため、地域の医療機関や行政機関、関係者・関係機関との調整を含む事務局としての役割を担う。あわせて、(3)④に掲げる関係者による症例検討の実施のための調整等を行うとともに、メンタルヘルスの課題を有し支援が必要な妊産婦を、地域の精神科医療機関での適切な受診や必要な支援につなげるための関係機関等からの相談への対応を行う。コーディネーターの業務については、拠点病院の精神科の医師等が指導・監督する等、円滑な業務実施に向けたサポート体制に配慮すること。

(6) 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

① 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用

② 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用

③ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

神戸市療育ネットワーク会議

「2024年度 就学前の発達気になる子どもの支援体制検討会議」議事要旨

日時：令和7年3月6日（木）15：00～17：00

場所：三宮研修センター8階805会議室

○…委員意見・質問 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 神戸市の発達気になる子どもの相談支援体制について

<事務局より資料1について説明後、委員による意見交換>

【発達相談支援体制の充実（「こべっこ発達専門チーム」の活動地域の拡充）】

- こべっこ発達専門チーム（以下、専門チームと表記）の事業が始まってからは、療育の必要性が高い方々が専門チームでの相談を通じて児童発達支援の利用に繋がるケースが比較的多く見られる。これは、地域の中で療育を必要としている方々に対して、適切にサービスが利用されるようになってきた表れであり、公的な相談を経て地域の中での支援につながっていく流れができています。
- 専門チームの家族相談は居住する区役所で実施されており、保護者からは「区役所に行けば適切な支援の流れに乗ることができる」「ワンストップで支援が受けられるようになった」など好評を得ている。
- 専門チームの取り組みは、こどもの発達に悩める保護者にとっての発達相談の入口として非常に効果的なものであると感じている。
- 「助言終結」となった場合でも、こどもの成長や生活環境の変化に伴って、新たな課題や不安が生じるケースなど、再度の支援が必要になることも考えられる。
- 実際に、こどもの成長や就園などの環境の変化に伴って再度相談に来られる方もいる。相談主訴が変化することも含めて、柔軟に対応できる体制を整えている。

<事務局より資料2、3について説明後、委員による意見交換>

【ペアレントメンター養成事業】

- 全国LD親の会に所属されている他県の方々と話す中でペアレントメンターの話がよく出ている。すでに各地で研修や活動が行われているようなので、神戸市での取り組みについても情報提供したいと考えている。

【サポートブックの普及啓発について】

- サポートブックの作成について、保護者が「保護者向け講座」を受講しても実際に作成する際には戸惑うことが多い。また、支援者と保護者ではこどもの見え方が異なることもあ

るので、保護者がサポートブックを作成する際に、支援者がしっかりサポートできるよう、「支援者向け講座」の充実をお願いしたい。

- サポートブックの内容と近い様式等を WEB 上で作成できるものが、個人や民間事業者によって無料提供されているようなので、支援者の方々には、是非こうしたツールも保護者に紹介していただけるとありがたい。
- サポートブックに関する教員向けの動画研修があると聞いて、とても良い取り組みだと感じた。実際に保護者がサポートブックを学校に持参し、先生と情報を共有している現状について教えていただきたい。
- 現在、保護者がサポートブックを学校に持参するケースは、多いとは言えない状況。保護者は「こどものことを知ってほしい」という思いでサポートブックを学校に提示するが、学校側は「何か対応しなければならないのでは」と負担に感じることもあるよう。そのため、サポートブックの目的や有用性を正しく理解してもらうことが大切である。今回、教員向けの動画研修を用意したのもその一環で、今後も教員や支援者に向けて積極的に情報を伝え、活用を広げていきたいと考えている。

2. 神戸市すこやか保育について

<事務局より資料4について説明後、委員による意見交換>

- 令和7年度から新しく始まる支援制度について、インクルーシブ保育充実のイメージ図にある「まるっとはぐくみ支援事業」を新たに開始されるということで、より多くのこどもたちが支援を受けられるようになるのではないかと期待している。支援の対象が広がることは、こどもたちにとって良いことなので、今後もできるだけ幅広い支援が受けられるように検討していただけたらありがたい。
- 現在、発達障害の診断や支援に関して、地域の小児科医では対応が難しく、専門機関への紹介が増えている状況。発達障害の診療を専門的に行っている医師は自身で判断できるが、地域の小児科医は日常的に発達障害のこどもたちと関わる機会が少なく、知識や経験が十分でない。発達障害に関わる専門医等が、地域の小児科医向けに定期的な勉強会を開催したり、学校や保育園等も含めて症例共有や学びの場をつくるのが、地域全体の支援力を高めるために重要だと考える。
- 「まるっとはぐくみ支援事業」について、補助メニューが用意されているとのことだが、人材雇用だけでなく、研修や施設独自の取り組みにも補助金を使えるものか。人を配置するだけでは不十分で、職員のスキルアップや体制づくりも重要だと考えている。
- 人材雇用に限らず、研修や相談体制の整備など、施設ごとに発達支援のニーズに応じ柔軟に活用いただけるものである。

- 療育手帳の所持だけで支援の必要性を判断することはできず、家庭環境などの要因によっても支援の必要性は異なる。そうした状況の中で、療育手帳の対象とならないこどもを受け入れる保育施設にも支援が広がることは、大きな前進であると感じている。
- すこやか保育の対象になる可能性があるこどもでも、保護者がその必要性を受容せず、申請に至らないケースがまだ一定数ある。以前に比べると、すこやか保育の制度について保護者の理解は進んできている。ただ、保育に対する理解や関心が低い保護者の場合、支援につながらないことがある。今回の新たな補助メニューでは、そうしたケースにも対応できるような支援が盛り込まれていると聞いており、期待している。
- 発達支援保育コーディネーターは、全ての保育所や認定こども園に配置されるのか。
- すべての保育所（園）および認定こども園に発達支援保育コーディネーターを配置することを目指している。配置に当たっては、保育・教育施設に勤務する主任保育士、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター等の職員が、全3回の研修を受講し、修了することを求めていく。この研修については、各園に対して丁寧に案内するので、該当する先生方にはぜひ参加いただきたい。
- 教育委員会の特別支援教育コーディネーターは各校にいる。発達支援保育コーディネーターについてもすべての保育所（園）および認定こども園に配置していただきたい。
- 「インクルーシブ教育・保育」は、障がいの有無だけでなく、国籍、宗教、ジェンダーなど、さまざまな背景や違いを尊重する教育・保育の考え方である。「インクルーシブ保育の充実のイメージ図」の資料は、発達の課題や障がいを持つこどもへの支援だけを示しているように見えるが、本来の意味合いはそれだけではない。

3. 特別支援教育の充実

<事務局より資料5について説明後、委員による意見交換>

- 就学相談について、相談される方が非常に増えてきているように感じる。実際に特別支援学校や特別支援学級に進学されるこどものうち、事前に就学相談を利用された方の割合は、どれくらいになるのか。
- 現在、小学校の特別支援学級に在籍している小学1年生の生徒のうち、59.7%の生徒が就学前に特別支援教育相談センターを利用している。また、現在、特別支援学校の小学1年生の生徒については、67.1%の生徒が就学前に利用している。
- 就学に向けての相談があった際には、これまで療育センターやこども家庭センターに繋いでいた。特別支援教育相談センターが特別支援学校や特別支援学級への進学等に関する相談対応を行っていることは初めて知った。

○就学の流れのフロー図についてももう少し詳しくご教示いただきたい。

- 就学相談の流れの中で、「就学相談の実施」と記載されている部分は、学校で行われる相談を指している。仮に特別支援教育相談センターで相談があった場合でも、必ず学校にも相談していただくようお願いしており、学校と連携して相談を進める形になる。

学校で相談いただいた後は、「校内支援委員会」が開かれ、児童の入級や学びの場について保護者の意向も踏まえて検討される。その後、学校から教育委員会の特別支援教育課へ報告され、さらにその内容をもとに、「神戸市就学・教育支援委員会」での意見も踏まえ、最終的な就学先が決定されるという流れになっている。

保護者等から問い合わせがあれば、神戸市教育委員会事務局のHPに就学相談についての説明や動画を掲載しているので、そちらを案内いただきたい。

○インクルーシブ教育を推進している一方で、全国的にはその流れに逆行する傾向が見られることに強い懸念を抱いている。これは神戸市だけの問題ではないが、保護者が特別支援学校を選ぶ背景には、地域の普通学校で十分な支援が受けられていないという状況があるのではないかと思う。この課題は療育ネットワーク会議の中だけでなく、神戸市全体の教育の課題として捉えていただけるとありがたい。

- 教育委員会としても、課題認識しており、障がいの有無に関わらず共に学ぶということは非常に重要なことと思っている。

これまで教育委員会では、特別支援教育を希望する保護者が多いことを受けて、特別支援学校での受け入れ体制を整える方向で進めてきた。しかしその結果、インクルーシブ教育の考え方に逆行してしまう面があることも見えてきた。そこで令和7年度は、地域の学校（地域校）での支援をより充実させることや、就学相談を通じて適切な進学先を案内できるようにすることに重点を置いて進めていく。まずは地域の学校でできる限りの支援を行い、それでも対応が難しい場合に特別支援学校で受け入れる、という考え方に整理し直している。

○現在、比較的軽度の障がいを持つ生徒が特別支援学校の中等部や高等部に進学を希望するケースが非常に多くなっていると聞く。やはり神戸市でも同様の傾向か。障がいの有無に関わらず、共に学ぶ「インクルーシブ教育」の考え方とは、逆の方向に進んでいるようにも感じられる。

- 現状では、特に中学校への進学時に特別支援学校を選ぶ保護者が非常に多くなっている状況。小学校の間は地域の特別支援学級で学んでいた生徒が、中学校進学段階で特別支援学校を選ぶケースが増えており、年々その傾向が強まっている。

特に増加しているのは、知的に軽度な障がいを持つ生徒。これは、保護者の意識の変化や障がいへの理解が進んできたことが大きく影響していると考えられ、より充実した教育環境や専門性の高い教育を求めて、特別支援学校を選ぶ保護者が増えているのではない

かと感じている。

一方で、このような傾向は障がい等の有無に関わらず共に学ぶ「インクルーシブ教育」の理念とは逆行する面もあり、懸念されている。そこで、特別支援教育の充実として、特別支援教育相談センターの人員拡充や、通級指導教室の整備、特別支援教育の専門性を持つ職員で構成された学校支援チームが小中学校を訪問・助言を行うなどの取り組みを行いながら、地域の中で障がい等の有無に関わらず、共に学べる環境づくりを進めていく。

<その他意見>

- 保護者自身が障がいを抱えている場合や、外国籍の保護者の中には、日本語の理解が難しい方もおり、保護者への支援が必要なケースもある。
- 現場の状況を見ていると、外国籍で日本語の理解が難しい方は増えてきていると感じる。リハビリの場面では、スマートフォンを使って同時通訳を行いながら対応していることがある。今後、海外からの人材が増えてくることを考えると、日本語の理解が難しい外国籍の保護者への支援体制の整備が、ますます重要な課題になってくると感じている。
- 外国籍の方や、家庭に様々な課題を抱える方の中には、デジタルデバイド（情報格差）の影響を受けている方も少なからずいる。HP 等での情報発信が進む一方で、ごく一部の声かもしれないが、「必要な情報が探しづらい」「ネットワークプランに入力フォームが見つけない、入力作業が負担」といった声も聞いている。こうした方達へのサポートも検討していただけるとありがたい。

神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議（概要）

1. 趣 旨

本市では、就学前における障害児等の支援を、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

そこで、就学前の発達のご案内になる子ども（*）の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図るため、検討会議を開催する。

なお、この会議は「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として位置付けるものとする。

*「発達のご案内になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

2. 委員（2025年度）

※五十音順・敬称略

委 員	神戸市医師会 理事	相原 浩輝
	兵庫教育大学大学院 教授	井澤 信三
	神戸女子大学 教授	植戸 貴子
	兵庫県立こども発達支援センター長	大橋 玉基
	神戸市障害者基幹相談支援センター 統括コーディネーター	柏谷 明子
	神戸大学 名誉教授	高田 哲 ※会長
	神戸市こども家庭局総合療育センター部長（診療担当）	
	社会福祉法人神戸YMCA 福社会 発達支援事業統括	谷川 尚
	神戸市私立幼稚園連盟 副理事長	綱本 慎一
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	関西学院大学 名誉教授	日浦 直美
	兵庫県LD親の会たつの子 副代表	三島 佳世子

行政関係者	こども家庭局副局長	丸山 佳子
	こども家庭局部長（医務担当）	三品 浩基
	こども家庭局家庭支援課課長（母子保健担当）	小澤 恵
	こども家庭局家庭支援課課長（発達支援調整担当）	土井 信忠
	こども家庭局総合療育センター課長（相談診療担当）	大橋 千絵
	こども家庭局幼保事業課長	前田 和彦
	こども家庭局幼保事業課課長（指導研修担当）	楠田 久美子
	こども家庭局こども家庭センター課長（発達相談担当）	藤牧 友紀
	福祉局障害者支援課長	黒田 尚宏
	福祉局障害福祉課課長（発達障害者支援担当）	河田 浩二
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	甲斐 隆弘
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課課長 （特別支援教育相談センター担当）	大西 道代
	東灘区保健福祉部保健福祉課長	布 真司

3. 実施状況

第1回：2020年02月13日	第2回：2020年07月28日
第3回：2020年12月17日	第4回：2021年03月25日
第5回：2021年07月29日	第6回：2021年12月16日
第7回：2022年11月10日	第8回：2023年03月09日
第9回：2023年07月25日	第10回：2024年03月12日
第11回：2025年03月06日	第12回：2026年03月12日

神戸市療育ネットワーク会議
「就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」について

【検討課題】

- (1) 相談窓口
 - ① 整理・役割分担の明確化
 - ② 受付から相談までの待機期間の短縮
 - ③ 小学校入学へのつなぎ

- (2) 支援の充実
 - ① 支援する側にもされる側にも分かりやすい情報内容の整理
 - ② 行政機関だけでなく、医療機関と障害児相談支援事業所等とが連携して支援

- (3) 情報共有
 - ① 就学時の支援情報の提供
 - ② 支援情報の一元管理・システム化

【実施状況】

	実施日	議題
第1回	2020. 2. 13	検討課題、神戸市における発達の気になる子どもの支援体制、神戸市の乳幼児健診、就学前の発達支援体制検討にかかる実態調査
第2回	2020. 7. 28	神戸市の発達相談の現状、相談窓口の整理・役割分担の明確化
第3回	2020. 12. 17	こども家庭センター調査、こうべ学びの支援センター 神戸市の発達相談支援体制
第4回	2021. 3. 25	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制（役割・機能の整理） 就学時のつなぎ・情報連携
第5回	2021. 7. 29	就学相談、就学先への情報共有
第6回	2021. 12. 16	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制（市HIP「子どもの発達に関する相談」） 就学時のつなぎ・情報連携（就学相談、ネットワークプラン） サポートブック
第7回	2022. 11. 10	就学時のつなぎ・情報連携（特別支援教育相談センター、個別の就学相談を活用した情報の流れ） 神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制（相談支援機関の広報、支援の流れ）
第8回	2023. 3. 9	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制（発達相談支援体制の充実、特別支援教育相談センターの状況） サポートブック（普及啓発、ネットワークプランとの連携）

第9回	2023. 7. 25	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制（「こべっこ発達専門チーム」、就学相談、サポートブック） 次期神戸市障がい児福祉計画（当会議の意見提出）
第10回	2024. 3. 12	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制（「こべっこ発達専門チーム」）、就学時のつなぎ・情報連携（就学相談、サポートブック） 神戸市の障害児者相談支援
第11回	2025. 3. 6	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制（「こべっこ発達専門チーム」、ペアレント・メンター、サポートブック） 神戸市すこやか保育、特別支援教育の充実